

那須ブランド推進委員会 第11回那須ブランド認定品募集



町のイメージアップや経済の発展、知名度の向上を図ることを目的として、第11回那須ブランド認定品の募集を開始します。

- ①町で生産され、町の素材、名勝、歴史等が活かされていること
- ②町を域外にアピールすることができる
- ③生産者、製造者のこだわりがあり、品質が確かであること
- ④申請資格者 次の①～⑤いずれかに当てはまる方
 - ①那須町商工会員
 - ②那須町森林組合員
 - ③那須町観光協同組合・那須地区組合員
 - ④那須野農業協同組合・那須地区組合員
 - ⑤①～④の会員・組合員以外の方で、那須ブランド認定委員会が認める方

□nasu.net@shokokaitochigi.or.jp
☎(72)0231
会事務局（町商工部）

▼申込み・問合せ 保健福祉課
福祉係 ☎(72)6917

農家民宿をひろげよう 開設のための説明会を開催します



本町には、豊かな自然はもちろん、沢山の体験素材と人の温かさがありますが、都会で暮らす子どもたちは、土や川に触れる機会も少なく、星を見た事がないという子もいます。その子どもたちが、畑作業、農村でのふれあい、交流を通して地域の暮らしに親しむことで、学ぶだけではなく感動を味わうことができるが、農家民宿です。来る人も受け入れる人も元気になる農家民宿を開設するための説明会を開催いたします。

- ▼場所 伊王野基幹集落センター
- ▼日時 午後6時30分～午後8時
- ▼申込み・問合せ 那須町農業公社 ☎(73)5545

- ①農家民宿の受け入れは、農業研修ではないため、家庭菜園程度であつても学べることはたくさんあります。そのため、兼業農家であつても実施が可能です。
- ②お客様をもてなすわけではなく、あくまで「日常生活に子どもたちを迎える、共に過ごす」ことが受け入れの基本です。
- ③受け入れには簡易宿所の許可がある



請求期限が迫っています
第十回特別弔慰金

戦没者等の死じ当時のご遺族で、平成27年4月1日において、公務執行料や遺族年金等を受ける方がいない場合に特別弔慰金が支給されます。請求手続きがまだお済みでない方は、手続きをされますようお知らせいたします。

▼対象者 戦没者等の死じ当時のご遺族で、平成27年4月1日までに弔慰金の受給権を取得した方

①平成27年4月1日までに弔慰金の受給権を取得した方

②戦没者等の子

③戦没者等の父母、孫、祖父母、兄弟姉妹

※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していること等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。

④上記①から③以外の戦没者等の三親等内の親族

※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上生計関係を有している方に限ります。

⑤戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上生計関係を有している方に限ります。

※請求期間を過ぎると第十回特別弔慰金を受けることができなくなります。

- ▼認定用件
 - ①町で生産され、町の素材、名勝、歴史等が活かされていること
 - ②町を域外にアピールすることができる
 - ③生産者、製造者のこだわりがあり、品質が確かであること
 - ④申請資格者 次の①～⑤いずれかに当てはまる方
 - ①那須町商工会員
 - ②那須町森林組合員
 - ③那須町観光協同組合・那須地区組合員
 - ④那須野農業協同組合・那須地区組合員
 - ⑤①～④の会員・組合員以外の方で、那須ブランド認定委員会が認める方
- ▼募集期間 1月5日(金)～1月31日(水)
- ※原則として、第1回～第10回認定品を含め1事業所1品目（種類）の認定になります。
- ▼認定品等の取扱い 商品（サービス）等が認定されますと、認定品に対して那須ブランド認定書を交付し、認定品を周知するため、認定品カタログ、ホームページ等に掲載します。
- ▼登録料 1件10,000円
※詳しくはお問い合わせください。
- ▼問合せ 那須ブランド推進委員会事務局（町商工部）
- ▼支給内容 額面25万円、5年償還の記名国債
- ▼請求期間 4月2日
- ※請求期間を過ぎると第十回特別弔慰金を受けることができなくなります。